

平成30年10月25日

第4回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第4回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成30年10月25日(木) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について
- 報告第 2 号 経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）の
取下げについて（所有権移転分）
- 報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について（所有権移転分）
（利用権設定分）
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 農地利用変更届について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

7 番 永 吉 正 文

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

前 田 昭 市

森 裕 美 子

小 吉 建 治

前 村 修

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第4回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号「農地法第18条第5項の規定による通知」についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）の取下げ」についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画）の取下げ」についてご説明いたします。 議案書の2ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号1の取下げ理由につきましては、譲渡人の都合によるものです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号「農用地あっせん申し出の取下げ」についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げの理由につきましては、申請人の都合によるものです。以上で

	説明を終わります。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち、所有権移転分を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2につきましては、お目通しください。本件の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく願います。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	番号1について伺います。農地の対価が370万円となっていますが、2筆の場所も離れており、若干高いように感じます。 お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員の方、もしくは事務局において、事情の分かる方がいれば説明を願います。
事務局	ただいま8番委員よりご質疑のあった内容について、回答いたします。 番号1の議案につきましては、1a当たり155,987円、参考ですが、番号2につきましては、1a当たり109,489円となっております。 ご指摘のとおり、番号1の対価につきましては、単価が高くなっております。理由といたしましては、まず1点目に道路に面しているという点、2点目に冬作の豆類等の作付けにおいて霜が降りないという点、これらの点で好条件の農地であることから、この価格となっております。以上です。
8番委員	分かりました。 ほかにございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

	よって議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定」についての説明をいたします。 議案書5ページから11ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案19件です。 内訳は、新規の利用権設定が16件、再設定が3件、合計面積は55筆58,119㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、2番委員の退席を求めます。
委員 事務局	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (2番委員の復席確認)
委員 議長	次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （6番委員の復席確認） 次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定により、11番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （11番委員の復席確認） 次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番と5番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （31番委員の復席確認） 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
9番委員	9番委員にお願いします。 番号6番につきまして、10月9日に、私と29番委員とで調査を

	行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。
	申請人は、調理師として１０年以上勤めていましたが、農業を営む父の後を継ぎたいと思い、農業を始めました。
	オクラ１０ａ、レタス８０ａ、スナップエンドウ８ａを栽培し、目標年間販売高は約３００万円を目指しております。
	父から栽培技術・農機具等の操作の指導を受け、問題ありません。農機具等は、父や知人が所有しているものを借用しているとのことでした。
	今後は、契約栽培での作付けを徐々に増やし、安定した経営を行っていきたいそうです。
	なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第１号のうち利用権設定分の６番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	新規就農者ですが、畑の場所が■■■■■■■■■■ということ、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■まで通勤となるようです。賃借権の設定が３年となっており、新規就農としては少し期間が短いように感じますが、事情等があれば教えてください。
９番委員	この案件は、以前は父親が利用権設定していたものですが、賃借料が滞っていた時期があったとのことから、今回、期間を短めに設定しているとのことでした。
８番委員	分かりました。
３番委員	営農計画書ではレタスを８０ａとなっていますが、面積から考慮すると整合性がないのでは。２回作付けを行うということでしょうか。
９番委員	レタス８０ａとなっているが、当初４０ａで販売高等算定した場合、年間販売計画額より少なかったため、２回作付けできればとし、このような計画となっているようです。
８番委員	営農計画書においては、面積等に合わせた営農設計をしていくことが望ましいので、今後は、その点を踏まえて指導していくべきではないかと思います。

議長	よろしいでしょうか。 議案第1号のうち利用権設定分の6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の7番から19番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	確認ですが、16番から19番につきましては、貸人と借人が親子関係であると推察されますが、いかがですか。
事務局	親子関係であります。
議長	他にご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の7番から19番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から19番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る決定」についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る決定」について、10月10日の転用調査時に、私と、14番、20番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請に基づき、1番から6番について現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から6番まで、全て売買による申請でございます。 なお、申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件に

	ついて前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから5ページと7ページから21ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 次に、議案第2号のうち1番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
14番委員	14番委員にお願いします。 番号1番につきまして、10月10日に私と34番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。申請人は今回、売買に伴う農地取得により、30aを超えることから新規就農者となりました。 20年ほど前から、パートの傍ら農業を営んできた申請人は、次第に農業への魅力が高まり、6年前から本格的に農業に取り組むようになりました。 オクラ10a、スナップ30aを栽培し、目標年間販売高は約400万円を目指しております。 労力については、耕運等のトラクターによる作業は甥に、週末には会社員の夫にも手伝いをもらっています。自己所有の農機具もあることから操作等の問題ありません。 また、長く農業に携わってきたことと、今回の申請地も含め、全ての経営農地が隣接していることから、効率的な農業経営ができているようです。 なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。 以上報告のとおり、申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号のうち1番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに、

委員
議長

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号のうち2番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農業況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

13番委員をお願いします。

13番委員

番号2番につきまして、10月10日に、私と33番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。申請人は、今回売買に伴う農地取得により、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、もともと[REDACTED]に勤めていましたが、59歳で早期退職し、退職後数年は体調が悪く静養しておりました。

その後、3年ほど前から、自己所有の約2反の畑にオクラやキャベツを作付けし農業に取り組んできました。

オクラ20a、スナップ15a、キャベツ10aを栽培し、目標年間販売高は約300万円を目指しております。

労力については、農業をしている甥に手伝いをもらっており、自己所有の農機具もあることから操作等の問題ありません。

また、ここ最近体調もよいことから、今後は新たな農機具の購入や、経営の規模拡大も図って行きたいとのことでした。

なお、営農計画書を資料の6ページに添付していますので、ご参照ください。

以上報告のとおり、申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号のうち2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第2号のうち2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

委員
議長

よって、議案第2号のうち2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号のうち3番から6番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、3番から6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち3番から6番までについては、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ140m行った農地で、東は里道、西は農道、南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

申請人は、現在県外在住であります。近々帰郷を予定しており、今回実家に隣接する自己所有の申請地に、新たに一般住宅を建築する計画です。

なお、申請地には、申請人の父が既に車庫兼倉庫を建てて、数十年前から利用していたことから、今回始末書が提出されております。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断す

議長

るところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ440m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、妻の祖父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ260m行った農地で、南は市

道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周辺の農地は、ほとんどが耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、通路です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ80m行った農地で、東と北は畑、西は雑種地、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、市内で主に建築業や太陽光発電事業を行う法人で、自社管理の太陽光発電施設への進入路が狭く、普段から不便であったことから、今回隣接する農地の一部を分筆し、通路として整備する計画です。

土地の形状については現状で、既存施設に合わせてフェンスを設置する予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、福祉施設です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ310m行った農地で、東は市道及び里道、西は宅地及び畑、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、市内で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人で、事業の規模拡大を図るため、既存施設に隣接する申請地を取得し、今回施設の増床を行う計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

	た。
	以上報告のとおり，小委員会では，転用もやむを得ないものと判断するところですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは，議案第４号について，ご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第４号については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第４号については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に議案第５号「農地利用変更届」についてを，議題といたします。
	これにつきましても，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても，同メンバーで現地調査を行いましたので，ご報告いたします。
	番号１番ですが，申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の２７ページをお開きください。
	申請地は， から南東へ５６０ｍ行った農用地区域内農地で，東と南は畑，西は農道，北は市道に接しています。
	本案件は，隣接農地との高低差を減らすために，１．５ｍほど削土を行う計画で，今年８月に許可を受けていた案件であります，このほど申請人から，隣接農地との高低差をなくして，今後は一体利用したいとのことから改めて申請があったものです。
	なお，周囲の雨水等の流れを遮断することも無く，周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。
	以上報告のとおりですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは，議案第５号について，ご審議願います。

	ご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	確認ですが、1. 5 m削土を行うことから考えると、東側及び南側の農地と同じ高さになると理解してよろしいでしょうか。
事務局	まず、削土の目的としましては、南側の畑と高さを合わせる事が目的となっております
	東側は、もともとかなり低い農地であるため、高低差はまだ残るものの、今回の削土によりだいぶ高低差が解消されることとなります。
8 番委員	分かりました。
議長	暫時休憩します。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
委員	よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	次に、議案第6号「農用地あっせん申し出」についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは18ページをご覧ください。 議案第6号「農用地あっせん申し出」の売渡、貸付をご説明いたします。 今月は売渡申し出5件、貸付1件、合計6件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 見取り図・地籍図につきましては、審議資料の28ページと29ページとなります。 番号2から番号6につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図につきましては、審議資料の28ページから43ページとなりますので、ご参照ください。 次に、20ページをお開きください。 続きまして、議案第6号「農用地あっせん申し出」の買受希望をご説明いたします。 今月は買受申し出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
12番委員	先月の委員会の議案において、 地区の農地5,000㎡があっせん申し出として上程されていましたが、このような案件があったとして紹介されたのでしょうか。
事務局	12番委員よりご意見のありましたとおりでございますが、あっせん申し出につきましては、基本的に農業委員、農地利用最適化推進委員の方々にあっせん活動を行っていただく方針でございますので、利用調整については事務局では行っておりません。 委員の皆様方において、それぞれお持ちの情報を共有しながら、進捗状況を踏まえて、調整のうえ、活動をお願いしたいと考えております。
12番委員	分かりました。
議長	暫時休憩します。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、18ページをお開きください。 番号1は16番委員と24番委員。 番号2, 3, 4は16番委員と36番委員。 番号5は 7番委員と26番委員。 番号6は 1番委員と20番委員。 20ページ(買受)に移りまして、 番号1は 5番委員と24番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

事務局

次に、議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断」についてを、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断」についてご説明いたします。

それでは、21ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2番から26番につきましては、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまして、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現況確認の再調査を行いました。

その結果、21ページに記載のとおり、26筆、19,801㎡は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、26筆、19,801㎡につきましては、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地台帳登載申請等により改めて農地台帳に登載することになります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

5 番委員	他にございませんか。 私の担当地域に限らず，市内全域において該当するものと思われますが，農道の法面，ガードレールや側溝などの周辺に草が生い茂り，交通の妨げになっている箇所があるとのことで，農業者からどうにかできないかとの意見がありました。
事務局	特に交差点付近において，車両が見えずに衝突した事例もあるそうです。地域住民においても年数回，管理を行っていますが，追いついていない状況ですので，行政において何か手立てがあれば検討をお願いします。
事務局	ただいまご意見のありました件について，現状として多くの地域で発生しており，先日，耕地林務課と協議した経緯がございます。 現在の状況といたしましては，各地区に20団体ほど環境整備会を立ち上げており，運営頂いているところです。市といたしましては，農業者の方への指導とともに，地域における自主管理を今まで以上にお願ひできないか，環境整備会に働きかけていきたいと考えております。 また，基本的には，農地については法面を含めて，所有者の方に管理していただくこととなりますので，意識付けを今まで以上にできないか，耕地林務課との協議において検討しているところでございます。
8 番委員	本日，委員会においてご意見をいただきましたので，他に手立てがあればその都度ご案内したいと考えております。 台風の影響により，農道，里道に倒木があった場合，耕地林務課において予算措置し，行政において復旧作業にあたるとしていることから，そのような手立てがあることはご存知いただきたいと思います。 また，台風等による農業被害額が確認できた際は，農業委員，農地利用最適化推進委員へも報告いただけると有り難いのですが。
事務局	ただいま8番委員より情報提供がございましたとおり，道路への倒木等ありました際は，耕地林務課をはじめ土木課等，関連部署において対処してまいりますので，ご一報いただければと思います。 また，現段階において把握している農業被害額については，台風25号においては9，500万円程度と記憶しております。 これらについては，後もって被害額をまとめ，お知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長 委員	よろしいでしょうか。他にございませんか。 「なし」の声あり。

議長	他になければ、その他に入ります。
	その他について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。２３ページをお開きください。 その他（議案書２３～２４ページを参照して説明） １．一時使用届出について ２．１０月の行事報告 ３．１１月の行事予定等 ４．その他 （１）審査請求に係る審理手続きの終結について （２）地域別農業委員会農地利用最適化推進会議及び南薩地域農業委員等研修会について （３）農地「貸したい」「借りたい」総点検について （４）いぶすき産業まつり農地相談コーナーについて 他にございませんか。 「なし」の声あり。 他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。 これをもちまして、第４回指宿市農業委員会を閉会いたします。 ご起立ください。 一同礼。
議長 委員 議長	
事務局	

（閉会 午後３時５７分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員１０番委員

議事録署名委員１２番委員